

# いわき市農業委員会第27回総会議事録

## 1 開催日時

令和2年6月19日(金) 13時30分から15時30分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者(33人)

### (1) 農業委員(22人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直		
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

### (2) 事務局(11人)

太清光	事務局長
阿部伸夫	次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農地審査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
勝沼靖	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

## 4 欠席者(2人)

4 遠藤重和  
16 木幡仁一

## 5 会議の概要

事務局 (阿部次長) 本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第27回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第27回総会議案書
- 許可申請に係る意見及び決定理由書
- 現地調査位置図
- 第27回総会議案説明書（追加）
- 【資料1】第26回総会議案説明書の訂正について
- 【資料2】第27回総会議案説明書の訂正について
- 【資料3】令和3年農作業労働賃金標準額資料
- 【資料4】令和2年度「いわき市農地パトロール（利用状況調査）強化月間」の実施について
- 【資料5】新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
- 令和元年度業務報告書

以上、10点です。

令和元年度業務報告書については、前回、第26回総会において議決いただいたものを、製本したものでございます。

また、資料5、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせについては、福島県農林水産部から情報提供があったものでございます。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第27回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、田植えも一段落、ただ、草刈等の作業に何かとお疲れのところご出席を賜り、本当にご苦労様でございます。

感謝を申し上げます。

我々、一昨年（2020年）の7月9日に新体制で第16期農業委員として活動をはじめ、今月で丸二年が経つこととなります。

7月からは残り一年の任期となりますが、これまで同様、皆様の

草野会長

ご協力を得ながら頑張ってお参りたいと思います。

カレンダーを見ると、今度の日曜日である21日が夏至になるということで、昼間の時間が一番長く、ここからは昼の時間が日に日に短くなっていく時期に差し掛かってきます。

今年は、梅雨入りも遅れまして、その合間に夏を思わせる天気が続いて、稲の健康状態も回復されて良くなっているなどというのを実感しております。

今回、3つの報告がございます。

まず、昨日18日になりますが、パルセいいざかにて、第97回福島県農業会議通常総会が新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で開催されました。

席上、我々の同士である鈴木理県代表理事会長が、全会一致でめでたく再任されました。

いわき市農業委員会としても、私たち農業委員としても大変誇りであります。

本当におめでとうございます。

任期中、これまで同様パワー全開で頑張っていたと思います。

また、総会の席上、全国農業会議所からの表彰と致しまして、全国農業新聞の増加部数の部で全国一位ということで、名誉ある賞をいただきました。

鈴木理県代表理事会長から、全国農業会議所の二田会長からの賞状をいただいて参りました。

入口に飾ってある一点でございます。

これも、農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様の努力の成果だと思います。

今後も、この賞に奢れることなく、まい進していただきたいと思っております。

最後に、農業委員会だよりが全国コンクールで全国二位となる優秀賞をいただきました。

最優秀賞は愛知県の豊田市農業委員会でしたが、それに次ぐ賞として、鳥取県北栄町農業委員会と一緒に優秀賞を受賞したわけです。

こちら、昨日、鈴木理県代表理事会長から表彰状を授与されました。

編集委員の皆様が日々頑張っている姿は、内容を見ると見て取れるわけですが、蛭田元起編集委員長の元でスクラムを組んで取り組んでいる姿に敬意を表したいと思います。

この賞に奢れることなく、最優秀賞を目指して今後も頑張ってお参りたいと思っております。

草野会長	<p>本日の総会は定例となります、農地法に係る許可申請等の審議のほか、令和3年農作業労働賃金に係る協議などの審議を頂きます。</p> <p>皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようお願い致します。まして、挨拶とさせていただきます。</p>
事務局 (阿部次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。</p>
議長 (草野会長)	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の通告欠席者は、議席番号4番、遠藤重和委員、議席番号16番、木幡仁一委員、でございます。</p> <p>現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。</p> <p>次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。</p> <p>只今より、いわき市農業委員会第27回総会を開会致します。</p> <p>次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。</p> <p>議席番号10番、油座勝三委員 11番、新妻信夫委員</p> <p>また、書記は事務局をお願い致します。</p> <p>なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。</p> <p>これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。</p> <p>また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。</p> <p>次に、会務報告を事務局よりお願い致します。</p>
事務局 (阿部次長)	<p>－総会議案書2ページにより会務報告－</p>

議 長 (草野会長) それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (草野係長) まず初めに、5月22日に開催されました、第26回総会の議案について、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において訂正がございました。

詳細については、別添の資料1「第26回総会議案説明書の訂正について」をご確認願います。

また、本日の議案について、報告第6号が、議案第3号の番号1番に関連しておりますことから、議案第3号の説明の前に、報告第6号を説明させていただき、ご審議いただきたいと考えております。私からの説明は以上です。

議 長 (草野会長) それでは議事に入ります。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

本日、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてにおいて、議席番号21番、和田正人委員が該当しております。

和田委員には議案審議の際の一時退室をお願い致します。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、でございますが、和田委員の一時退室をお願い致します。

(議席番号21番、和田正人委員 退室)

議 長 (草野会長) それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 (草野係長) 議案書の3ページを、お開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 (府川主査) それでは、説明に入る前に訂正がございます。

まず、前回、第26回総会の訂正でございます。

資料1「第26回総会議案説明書の訂正について」をご覧ください。

事務局  
(府川主査)

議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、  
の番号9番の譲渡人の表示に誤りがございました。

正しくは、資料のとおりです。

続きまして、今回の第27回総会の議案説明書の訂正が2件ござい  
ます。

議案説明書3ページ及び、資料2「第27回総会議案説明書の訂正  
について」をご覧ください。

番号5番について、譲渡人の住所記載に誤りがありました。

また、番号7番についても、住所記載に誤りがありました。

資料2のとおり訂正させていただきます。

それでは、説明させていただきます。

第27回総会議案説明書2ページをお開き願います。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご  
説明いたします。また、地図については、別紙現地調査位置図を併  
せてご覧ください。

番号1番から3番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、番号4番から8番につきましては、贈与による所有  
権の移転でございます。

今月の3条申請面積は、田22,382㎡、畑0㎡、合計22,382㎡となり  
ます。

議案説明書5ページをお開き願います。許可要件につきましては、  
番号8番が下限面積に達しておりませんが、番号8番につきましては  
は隣接農地の例外になります。

このほかは、番号1番から8番までについて、3条許可ができない  
場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要  
件の全てを満たしております。

なお、許可要件の詳細につきましては議案説明書7ページをご覧  
ください。

説明は、以上です。

議 長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

9番  
松本委員

議席番号9番、松本英人です。

番号1番から3番の事案について、現地を調査しましたが、番号  
1番の事案につきましては、現地の状況が、草刈り等ある程度行わ  
れていたものの、すぐに耕作できる状況ではなく、かつ、周囲の農  
地も耕作していない状況にありました。

許可することについては問題がないかと思われるものの、今後、

9番  
松本委員 きちんと耕作しているかどうか、確認する必要があると考えます。  
番号2番、及び3番につきましては、特段、問題はありませんで  
した。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 続いて、事務局、お願い致します。

事務局  
(府川主査) 番号4番から8番の事案については、贈与による所有権移転のた  
め事務局のみで現地を調査しましたが、特段、問題はありませんで  
した。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長) 只今の報告では、番号1番につきまして、周辺の農地が耕作され  
ていない状況にある中、申請地についても、耕作できる状態にする  
には時間がかかる状態であることから、許可することについては問  
題ないが、今後、耕作しているかどうか確認する必要があると意見  
が出されました。  
また、番号2番から8番につきましては、特に問題無いと判断さ  
れるとのことでしたが、  
その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第1号について、番号1番については、現地調査委員の意見  
を踏まえた上で、番号2番から8番につきましては、原案のとおり  
可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定によ  
る許可申請については、只今の説明のとおり可決致します。  
それでは、和田委員の入室願います。

(議席番号21番、和田正人委員入室)

議 長  
(草野会長) それでは、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申  
請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)

議案書の4ページを、お開き願います。  
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(石島主査)

議案説明書7ページをお開き願います。  
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、  
ご説明致します。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

説明に入る前に、議案説明書の訂正がございます。

配付しております資料2「第27回総会議案説明書の訂正について」  
をご覧ください。

議案説明書8ページの、番号7番の譲渡人の氏名に誤りがありませんでした。

また、番号10番の譲受人の住所地に誤りがありませんでした。

以上、訂正をお願い致します。

それでは、説明させていただきます。

議案説明書8ページをお開き願います。

番号1番、申請地は平、登記地目は田及び畑、転用面積は352.35㎡、転用目的は一般住宅敷地です。

番号2番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は1,860㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号3番、申請地は泉町、登記地目は畑、転用面積は1,086㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号4番、申請地は泉町、登記地目は畑、転用面積は407㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号5番、申請地は泉町、登記地目は畑、転用面積は1,062㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号6番、申請地は添野町、登記地目は田、転用面積は607㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号7番、申請地は山田町、登記地目は田、転用面積は3,069㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

本案件は、面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

番号8番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は2,682㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号9番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は691㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号10番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は959㎡、転

事務局  
(石島主査)

用目的は太陽光発電設備です。

番号11番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は1,055㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号12番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は1,251㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号13番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は760㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号14番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は1,279㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号15番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は829㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号16番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は723㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号17番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は2,100㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号18番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は3,014㎡、転用目的は資材置場及び駐車場です。

本案件は、面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

番号19番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は1,650㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号20番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は1,514㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号21番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は426㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号22番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は1,008.12㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号23番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は681㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号24番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は2,086㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号25番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は2,812㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号26番、申請地は久之浜、登記地目は田、転用面積は1,633㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号27番、申請地は泉町、登記地目は畑、転用面積は70㎡、転用目的は作業用通路としての一時転用です。

番号28番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は101.51㎡、転用目的は工事用通路としての一時転用です。

事務局 (石島主査)	<p>番号29番、申請地は山田町、登記地目は田及び畑、転用面積は348.43㎡、転用目的は作業用通路としての一時転用です。</p> <p>番号30番、申請地は田人町、登記地目は畑、転用面積は1,817㎡、転用目的は工事用地としての一時転用です。</p> <p>以上、30件、面積は、田16,674.99㎡、畑21,258.42㎡、合計37,933.41㎡です。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
10番 油座委員	<p>議席番号10番、油座勝三です。</p> <p>番号3番については、農地の一部を転用する事案ですが、現地では転用する部分が表示されておらず、転用する範囲が不明確でした。転用する範囲を申請者に明確にしてもらった上、現地調査を行い、転用する範囲を確認すべきと考えます。</p> <p>また、番号5番については、雨水を敷地内への自然浸透で処理することですが、現地は畑の土が柔らかく、南側へ傾斜がついていることを確認しました。</p> <p>このことから、雨水は敷地内へ自然浸透するものの、南側の農地へ土砂が流出するおそれがあると考えます。</p> <p>農地の南側境界付近に土羽や側溝を設置する等の土砂流出防止の措置をすべきと考えます。</p> <p>番号3番、5番を除く事案については、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて、事務局、お願い致します。</p>
事務局 (石島主査)	<p>番号27番から30番の事案については、一時転用のため事務局のみで現地を調査しましたが、特段、問題はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、番号1番から2番、4番、6番から30番については、特に問題無いと判断されることでしたが、番号3番については、転用範囲を明確にする必要があり、番号5番については、土砂の流出防止策をとる必要があるとの意見がありました。</p> <p>このことについて、事務局から補足はありますか。</p>

- 事務局  
(石島主査) 番号3番と5番について補足説明させていただきます。  
番号3番については、6月15日の現地調査後に、申請者に対し、転用する範囲を明確にするよう指示しております。  
現在は、その準備を進めている状況であります。  
転用する範囲が明確となった後、現地調査を実施したいと考えております。  
また、番号5番につきましては、申請者に確認をしたところ、南側の境界付近にU字溝を設置し土砂流出を防止する旨、確認を取っております。  
補足説明は以上です。
- 議長  
(草野会長) それでは、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。  
  
-意見無しとの声有り-
- 議長  
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第2号について、番号1番から2番、4番、6番から30番については、原案のとおり可決し、番号3番及び番号5番については、現地調査委員から出された意見について、再度、事務局で現地を確認した上で、可決することにご異議ございませんか。  
  
-異議無しとの声有り-
- 議長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、只今の説明とおり可決致します。  
次に、本来であれば、議案第3号の審議となりますが、冒頭での事務局説明のとおり、報告第6号が議案第3号の番号1番と関連することから、ここで報告第6号に移りたいと思います。  
報告第6号、農地法第51条第1項に該当する事案の是正報告について、事務局の説明を求めます。
- 事務局  
(草野係長) 議案書の13ページをお開き願います。  
【報告第6号を朗読し、報告事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。
- 事務局  
(坂本主査) それでは、令和2年5月22日に開催されました第26回総会の議案第12号「農地法第51条第1項に該当する事案について」の経過をご報告いたします。

事務局  
(坂本主査)

追加議案説明書、報告第6号をお開き願います。

当該案件は、令和元年9月26日付いわき市農業委員会指令第5067号による5条転用許可について、譲受人である株式会社日本エコロジーが許可範囲を越境して太陽光発電設備を設置していたものであり、第26回総会の議案第12号により違反転用と議決され、是正について会長一任とされたものであります。

是正措置については、5月22日に開催された前回総会に先立ち、5月19日に越境箇所に設置された太陽光発電設備を撤去するよう事務局より指導しておりましたが、5月28日に株式会社日本エコロジーより、越境箇所に設置していた太陽光パネルの撤去完了の連絡があったことから、翌29日に現地を確認したところ、お手元の資料通り、越境箇所に設置された太陽光発電設備の撤去を確認いたしました。

当該撤去については、6月15日の定例現地確認の際、農業委員にも確認をいただいているところであります。

また、撤去指導と併せて事務局より株式会社日本エコロジーに提出を求めていた顛末書についてもお手元の資料の別紙のとおり提出されましたので、その内容について代読いたします。

令和2年5月23日、いわき市農業委員長殿、顛末書、大阪府中央区南船場一丁目13番20号リアライズ南船場ビル、株式会社日本エコロジー代表取締役松井政憲。

いわき市平の太陽光発電設備設置工事につきまして、下記の通り詳細をご報告致します。

1 内容、農地法第5条の許可を得ていない箇所に誤って太陽光パネルを設置してしまったため、適法な状態に戻す必要があることから隣接地を含めた事業計画に変更せざるを得ない事態となりました。

2 経緯、当初の計画では、申請地内に264枚のパネルが設置可能だと図面作成者は判断しておりましたが、図面作成者は実際に現場を見たわけではなく、航空写真や公図を基に作成致しました。元より、いわき市の農地転用申請では現況に沿って図面を作成するのではなく、公図に沿って図面を作成するようご指示頂いております。現場責任者はそのような事情は知らされておらず、他県での申請ではおおよそ現況での図面作成となっておりますので、作成された図面が現況での配置図面だと認識しており、現場責任者はその図面をもって、工事施工の打ち合わせを行いました。申請地の土地の約半分がのり面となっており、現場責任者は図面を見てのり面が申請地外だと認識しました。しかし、のり面を申請地外とすると面積が大幅に足りなくなるため、隣接地が申請地内であると現場責任者は判断致

事務局  
(坂本主査)

しました。

現場の指揮は現場責任者に全て一任しております。本社で行うのは、書類作成等の事務手続きのみで、現場責任者が本社で作成した図面を基に工事施工の打ち合わせや業者の手配まで工事のほぼ全てを行います。今回の申請地外のパネル設置につきましては、現場責任者から本社へ報告は受けておらず、現場責任者の独断で行われたものです。

パネルを誤っておいておりました2筆につきましては、営業担当が地権者様とすでに賃貸借契約を締結しており、その際に境界の立ち合い等行っております。営業担当は土地の買付けが主な業務になり、農地転用や工事状況について詳細を理解しておりません。そのため、現場責任者に伝える際、隣接地に関しても契約済みの利用可能土地として伝達していたことが後日判明致しました。賃貸借契約は事前に結んでいたことから、誤ってパネルを設置していた2筆に関しては地権者様と問題は一切発生しておりません。

現況図面の未作成、現場責任者から本社への未報告、営業担当から現場責任者への伝達ミスが今回生じた問題の要因です。

現在、転用許可申請を行っていない隣接地につきましてはパネルの撤去が完了しております。

3再発防止策、現在、境界確認は原則営業担当が行っておりますが、境界確定、施工範囲の確定を現場責任者も同席することを必須事項とし、いわき市の太陽光設置工事に関しては、両者からの報告を基に現況図面を作成するように致します。

以上のことを、全社員に周知徹底し、このような事態が二度と起こらないように致します。

以上、顛末書の内容となります。

当委員会の指導と若干の認識の違いがございまして、例として、2の経緯の4行目、「公図に沿って図面を作成するようご指示いただいております」とありますが、当委員会としては、公図と現況を照合したうえで、境界を把握、特定するよう指導しております。

また、現場責任者が隣接する農地を申請地内と判断した理由について、若干の疑義があるものとなっております。

しかしながら、違反転用に係る誤りを認め、当委員会の是正指導に従い越境箇所から太陽光発電設備を撤去するとともに、提出された顛末書の中で今後の再発防止策を行うことを確約していることを報告いたします。

なお、今後、二度と違反行為を行わないよう注意を促すため、議案説明書の最後に添付しております、「農地転用にかかる農地法等関係法令の遵守について」を日本エコロジーに対して通知いたします。

議 長  
(草野会長) 只今、事務局より、報告第6号について説明がありました。  
本案件は、次の議案第3号の番号1番と関連した内容でありますので、質疑については、次の議案審議と併せて、行いたいと思いますので、ご承知おき願います。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてですが、番号1番が、先程の報告第6号と関連する事案ですので、まず、番号1番について事務局の説明を求め、審議をした後、番号2番の説明を求めたいと考えます。

それでは、番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長) 議案書の5ページを、お開き願います。  
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(坂本主査) 議案説明書13ページをお開き願います。  
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、でございます。

議案説明書14ページをお開き願います。

それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号1番、申請者の住所氏名は、大阪府大阪市中央区南船場一丁目13番20号リアライズ南船場ビル、株式会社日本エコロジー代表取締役松井政憲です。

事業計画の変更事項は事業計画地の区域の変更です。  
変更前の区域は平、変更後に伴い増加する区域は平です。  
当該案件の詳細について説明します。

令和元年9月26日付けいわき市農業委員会指令第5067号により5条転用許可を受けた株式会社日本エコロジーが、許可範囲を越境して太陽光発電設備を設置していましたが、第26回総会の議案第12号により違反転用と議決され、当委員会の是正指導に従い越境箇所から太陽光発電設備を撤去しました。

しかし、許可を受けている範囲だけでは、当初計画していた太陽光発電設備を設置するための十分な面積を確保できないことから、以前越境して太陽光発電設備を設置していた箇所に正式に転用許可を受けて改めて設置したいとして、既に許可を受けた事業計画の変更を申請したものであります。

説明は以上です。

- 議 長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
- 11番  
新妻委員 議席番号11番、新妻信夫です。  
番号1番につきまして、現地を調査した結果、許可範囲を越えて設置されていた太陽光発電設備は撤去されており、違反状態は是正されたものと考えます。  
なお、今後、許可範囲を越えて転用を行うことを未然に防止するため、転用にあたっては、敷地境界に目印となるものを設置するよう求めるべきと考えます。  
報告は以上です。
- 議 長  
(草野会長) 只今の報告では、許可範囲を超えて設置されていた太陽光発電設備は撤去されており、違反状態は是正されているとのことでしたが、許可範囲を超えて転用することがないように、目印を設置するよう求めるべきとご意見がありました。  
私としても、目印を設置することに関しては、当然委員会として求めていくべきと考えております。  
その他、委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。
- 意見無しとの声有り—
- 議 長  
(草野会長) ご質問が無いようであります。  
委員からのご意見、ご提案については、会長一任とさせていただいてよろしいですか。
- 異議無しとの声有り—
- 議 長  
(草野会長) それでは、お諮り致します。  
議案第3号の番号1番について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- 異議無しとの声有り—
- 議 長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第3号の番号1番について、原案のとおり可決致します。
- 事務局  
(坂本主査) 次に、議案第3号の番号2番について、事務局の説明を求めます。  
議案説明書14ページをお開き願います。

事務局  
(坂本主査) 番号2番、当該案件は、平成29年8月31日付けいわき市農業委員会指令第5028号により常磐自動車道大久南工事における鉄筋加工場兼資材置場として5条の一時転用許可を受けていた案件であります。

事業計画の変更事項は事業の操業期間であり、変更前の操業期間は平成29年9月1日から平成32年8月31日まで、変更後の操業期間は平成29年9月1日から令和2年12月31日までになります。

当初は計画期間内で事業が完了する予定でしたが、当該工事の契約工期が令和2年11月29日まで延長となったことから、当該転用事業の終了期間の延長申請があったものです。

説明は以上です。

議長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第3号の番号2番について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

事務局  
(坂本主査) 番号2番については、鉄筋加工場兼資材置場としての一時転用の操業期間の変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長  
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議長  
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第3号の番号2番について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議長  
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第3号の番号2番については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第4号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます

事務局  
(小川係長) 議案書の6ページを、お開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

事務局  
(小川係長)

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(勝沼主査)

議案説明書15ページをお開き願います。  
議案第4号、現況確認証明願いについてでございます。  
次の、16ページをお開き願います。  
また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

はじめに、議案説明書等の一部訂正を申し上げます。

申請地の1筆が、6月15日に行った現地調査の結果、原野との判断には至りませんでしたので、本証明願いから削除させていただきます。

また、議案説明書の地目の現況については、いずれも原野の判断をいただきました。

つきましては、資料2第27回総会議案説明書の訂正についてのおりとなります。

それでは、説明させていただきます。

番号1番、申請地は遠野、登記地目は田、現況地目は原野です。

面積は、1,823平方メートルです。

非農地化した経緯については、申請地は、所有者の親が亡くなってから耕作者がおらず、平成10年頃から20年以上耕作していなかったところ、雑木が繁茂し原野化し、現在に至っております。

以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。

説明は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、ここで現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

12番  
佐川委員

議席番号12番、佐川良平です。

番号1番の事案について、現地を調査した結果、事務局説明のとおりに1筆は現況を原野とは認められませんでした。

その他の申請地については、原野と認められ、特段、問題ありませんでした。

報告は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長           ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
(草野会長)       議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ござい  
ませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長           ご異議無しと認め、議案第4号、現況確認証明願いについては、  
(草野会長)       原案のとおり可決致します。  
次に、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画  
(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局           議案書の7ページを、お開き願います。  
(小川係長)       【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局           議案説明書17ページをお開き願います。  
(西山主任)       農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見  
の決定について、説明いたします。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ  
り、いわき市が作成しました農用地利用配分計画（案）について、  
意見を求められたためお諮りするものです。  
土地の所在は 四倉町外13筆。  
現況地目は田及び畑、面積田9,692㎡、畑202㎡です。  
外6件、詳細につきましては、記載のとおりです。  
なお、農用地利用配分計画（案）は、一度農地中間管理事業によ  
り貸借されていた農地について、受け手の変更の申請があったため、  
改めて農用地利用配分計画（案）が作成されたものです。  
また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方  
の中から選定されております。  
農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に  
関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業  
の実施に関する規定第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たし  
ていると考えます。  
説明は以上です。

議 長           只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、委  
(草野会長)       員の皆様から、ご意見、ご質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、原案のとおり可決致します。

次に、報告事項に移りますが、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書の19ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

5月は12件の届出がありました。

合計面積は、田50,942㎡、畑33,518.91㎡、合計84,460.91㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書23ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

5月は8件の届出がありました。

合計面積は、田6,372㎡、畑2,990㎡、合計9,362㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書26ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

5月は14件の届出がありました。

合計面積は、田5,043.97㎡、畑3,338㎡、合計8,381.97㎡でございます。

事務局  
(草野係長)

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。  
続きまして、議案書の11ページをお開き願います。  
【報告第4号を朗読、報告事項を説明】  
議案説明書30ページをお開き願います。  
農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。  
5月は17件の通知がありました。  
合計面積は、田74,988㎡、畑648㎡、合計75,636㎡でございます。  
以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。  
説明は以上です。  
次の報告第5号は野木係長より報告致します。

事務局  
(野木係長)

議案書の12ページをお開き願います。  
【報告第5号を朗読、報告事項を説明】  
議案説明書の33ページ、34ページをお開き願います。  
引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。  
5月は2件、相続税の納税猶予についての案件でありました。  
合計面積は、田7,970.00㎡、畑3,472.06㎡、合計11,442.06㎡でございます。  
審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。  
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

議長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですのでご承知願います。  
以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。  
続きまして、協議事項に入る前に、これより、休憩と致します。  
只今14時38分です。  
10分間休憩とし、再開は、14時48分からと致しますので、よろしく  
お願い致します。

(10分間休憩)

議長  
(草野会長)

全員お揃いですので、再開致します。  
これより、協議事項に移ります。  
令和3年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めま  
す。

事務局  
(金成主査)

資料3の①をお開き願います。  
資料3の①は、協議で資料する説明資料であり、令和3年農作業

事務局  
(金成主査)

労働賃金標準額のアンケート調査の結果でございます。

委員の皆様には、農繁期のお忙しい中、アンケート調査にご協力いただき誠にありがとうございます。

資料の1ページをお開き願います。

アンケート調査結果の概要でございますので、ご一読願います。

2ページから4ページについては、アンケート調査結果を通じて浮き彫りとなったポイントを事務局でまとめたものでございます。

まず、新たに設定してほしいとの意見が寄せられた作業項目の中で、トラクターモアともみ摺りに出るもみがらの処理料については、昨年度も項目として挙げられました。

なお、これ以外にも、今年度新たに設定してほしい項目として、圃場内で立ち往生した機械の引き上げ作業などが挙げられております。

次に、標準額の妥当性でございますが、標準額を協議する視点として、農作業労働賃金は、原則として受託者と委託者双方の合意契約に基づくものであるため、市場価格つまりは実支払額と極端に乖離していなければ、ある程度は許容されると考えております。

その中で、アンケート調査の結果、概ね適当と判断されるものの、高いや安いという回答が比較的多く寄せられた項目や、標準額と希望額、実支払額との間に差がある項目については、標準額の妥当性が協議のポイントになると考えます。

それでは、どこがポイントかということですが、請負労働作業の育苗について、硬化苗を想定した育苗については、標準額が670円で適当という意見が43件と多い一方、安いと感じている意見が受託農家で11件、農業委員から6件寄せられました。

実際の支払い価格が、標準額よりも高く670円から820円となっていることから、協議の余地があるか見極めが必要かと考えます。

米印ですが、事務局で、実際の額や希望額等から水準を示したものであります。

育苗については、安いと回答した希望額の下限が700円であり、実際の額の上限が720円から820円で、その中間が760円となります。

その2点を踏まえると、700円から760円程度が水準となります。

次に、畔ぬりですが、標準額が1mあたり50円に対し、委託農家で4件、受託農家で1件高いという意見があり、実際の額も25円から50円となっております。

これに対し、受託農家と農業委員で12件、安いという意見で、60円から100円を希望しています。

安いという意見でも実際の額が30円から50円となっており、標準額に沿って支払いが行われているという現状がうかがえます。

事務局  
(金成主査)

実際の額の上限が50円であること、安いと回答した農家の希望額が60円から100円の間が80円であること、この2点を踏まえると、50円から80円程度が水準となります。

次に、代かきですが、ここで、資料の訂正をお願い致します。

表中が田植とされておりますが、代かきの誤りでございました。

代かきについては、適当であるという意見が47件と最も多い一方、受託農家、農業委員の15件が安いと回答しており、実際の額も標準額より300円高い金額での支払いが見受けられます。

実際の額が6,000円から7,200円であること、安いと回答した農家等の希望額が7,000円から8,000円であること、この2点を踏まえると、7,000円程度が水準となります。

次の、田植も、代かき同様に、適当であるという意見が51件と最も多い一方、受託農家と農業委員の14件が安い回答しており、実際の額も標準額より500円程度高い金額での支払いが見受けられる状況にあります。

標準額が6,000円であること、実際の額が6,000円から7,000円であること、安いと回答した農家等の希望額が7,000円から8,000円であることの3点を踏まえると、6,500円から7,000円程度の水準となります。

請負労働作業のその他の項目については、概ね適正又は希望額が標準額の近似値となっております。

雇用労働作業については、水田作業の手作業において、標準額の7,000円に対し、高いという意見が6件あり希望額は6,000円から6,480円となっている一方、安いという意見も12件あり希望額が7,200円から10,000円となっております。

実際の額が6,000円から10,000円となっており、標準額よりも低い額から高い額まで幅があります。

低い額に着目した場合は高いと回答した農家等の希望額を踏まえ6,480円程度の水準となり、高い額に着目した場合は安いと回答した農家等の希望額を踏まえ8,000円から9,000円程度の水準となります。

雇用労働作業のその他の項目については、概ね適正又は希望額が標準額の近似値となっております。

これらのポイントは、アンケート調査結果から見えてきたもので、ポイントの通りに協議を進めることや、これ以外の項目について協議を妨げるものではありません。

適正と考えられる標準額についても、委員の皆様からご意見を踏まえ協議をいただければと考えております。

資料の5ページと6ページは新たに設定してほしい項目でござい

事務局  
(金成主査) ます。  
 摘果作業、倒伏稲の刈取り時の料金設定、育苗について成苗までの価格設定、圃場内で立ち往生した機械の引き上げ作業、トラクターモア、受託作業の中でもみ摺に出るもみがらの片付代、水田10aあたりの草刈や水質管理の支払い賃金、動力散布機による施肥、暗渠排水工事が挙げられております。  
 資料の7ページからは、その他に意見としていただいたものでございます。  
 資料の9ページからは、アンケート調査の結果でございます。  
 資料の12ページからは、結果をグラフで表したものでございます。  
 資料3の②をお開き願います。  
 資料の1ページは、本市に隣接している市町村との比較です。  
 資料の2ページからは、県内各市との比較です。  
 資料の5ページは、平成20年からの本市標準額の推移です。  
 資料の6ページからは県内外の農業委員会から提供いただいている標準額となります。  
 表記の仕方などの参考となればと考えております。  
 協議につきましては、次回7月総会からお願い致します。  
 その際は、本日本日お配りしている資料3の①と②をご持参ください。  
 説明は以上になります。

議 長  
(草野会長) 只今、事務局から説明がありました。  
 委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議 長  
(草野会長) 本日の協議は、ここまでと致します。  
 次回、7月の総会におきましても、引き続き協議させていただきますので、よろしくお願い致します。  
 次に、その他に移ります。  
 まず、事務局から何かございますか。

事務局  
(勝沼主査) 事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。  
 【資料4】令和2年度「いわき市農地パトロール（利用状況調査）強化月間」の実施について  
 ➡説明した。

議 長  
(草野会長) その他に、委員の皆様から、ご意見はございますか。

13番  
鈴木委員

議席番号13番、鈴木理です。

草野会長から、冒頭のご挨拶の中で昨日の福島県農業会議総会の結果をご報告いただきありがとうございます。

私も、福島県農業会議の代表として、今月の29日に2か月ぶりに東京での会合がございます。

これらを含め、精一杯頑張りたいと思っておりますので、一層のご指導をお願いしたいと思っております。

また、昨日は伝達式という形で全国農業新聞の購読拡大日本一という表彰を行いました。

ちなみに、全国には1,703の農業委員会があり、部門のひとつで頂点に立ったということは、凄いことだなと思っております。

それから、農業委員会だよりは2回目の全国2位ということになりました。

残すは最優秀賞だけであり、皆で協力していきたいと思っております。

それから、是非これは、私のお願いというか、願望の一つであります。

福島県農業会議の中に、最優秀農業委員会賞というのがございます。

残念ながら、いわき市は県内で最優秀農業委員会賞を受賞しておりません。

何としても、この賞を受賞するため努力を重ねていかなければならないと思っております。

その中身であります、いわき市はどこの部分が弱いために、県の最優秀に今までなれないのかでございしますが、ひとつは農業者年金の新規加入がしばらく0であるということです。

これが、必須項目の一つであり、審査の過程で重い点数配分になっております。

もうひとつは、1・1・1の活動記録がございます。

一人の農業委員が1か月に1名以上の方と、農についての話し合いの記録を載せることになっております。

これが、いわき市は非常に少ないのです。

例えば、福島市あたりは、平均で1人の農業委員が1月に13人から15人に農の話し合いを行っている。

いわき市は残念ながら、平均で1人の農業委員が1月に1人か2人、2人までいっていないのですね。

我々農業委員が、月に1人の方に農の話をしないというのは、如何なものかと思えます。

折角、全日本で1位の部門、2位の部門を取ったタイミングであ

13番  
鈴木委員

りますので、どうか私たち農業委員が精一杯活動して、いわき市農業委員会がここまでやったという成果を出していきたいと、願っております。

よろしくお願い致します。

議長  
(草野会長)

鈴木理県代表理事会長が言われるまでもなく、低迷している部分は身に染みて感じているところです。

最近、年金に関しては、獲得件数の多い農業委員会の成功事例として、福島市が挙げられます。

何故かと確認すると、農業委員、農地利用最適化推進委員が頑張っているというのもあるのですが、やはり、JAとのタイアップが強い印象があります。

全国的にも北海道や九州の実績があるところは、やはりJAとの協力関係が強い印象で、JA職員や行政職員も一緒になって、農業委員、農地利用最適化推進委員とタックになってやっている。

お互いに情報共有して行っているところが実績を上げている。

最近、JAとも話す機会がありますが、まだまだ意識が低いと感じることもあります。

これを何とかしたいと考えている次第です。

いわきの場合は兼業農家の率も高いので、そもそも農業者年金の対象者が少ないという現状もありますが、新規就農者や家族経営者、女性農業者など、これからの対象者の情報は、JAも身近に知っているわけで、情報として入れば農業委員も駆け付けられるということです。

我々農業委員は、報酬をいただいて仕事をしています。

総会に出席するのは必須業務であるわけですが、それ以外にも農業委員の仕事である年金契約の獲得や、全国農業新聞の拡販など、地道な努力も必要であると考えていますので、残された任期である、あと1年、私自身も自戒しながら、委員の皆様もお互い協力して、鈴木理代表理事会長のお話にあったことにも挑戦しながら、もうひと踏ん張りしていきましょう。

それでは、他に委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第27回総会を閉会致します。